

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 事業計画案の概要

平成30年7月6日

益城町

熊本県 益城復興事務所

- 1. 第2回協議会のまとめ** . . . 益城町
 - 1-1. 導入機能の配置検討(案)
 - 1-2. 道路・公園計画の基本方針
 - 1-3. 第2回協議会での主なご意見

- 2. 協議会意見による検討項目** . . . 熊本県
 - 2-1. 街区公園とオープンスペース(広場)について
 - 2-2. 各まちづくり協議会への説明

- 3. 事業計画(案)に関する説明会** . . . 熊本県
 - 3-1. 説明内容(目次)と日程
 - 3-2. 事業計画(案)の概要
 - 3-3. 事業計画認可手続き
 - 3-4. 事業スケジュール

1. 第2回協議会のまとめ

1-1. 導入機能の配置検討(案)

① 公共公益施設
 ・役場等の公共公益施設に加え、多目的広場を一体化させることで、防災機能を強化する。
 ・災害発生時は、駐車場を災害活動広場として、支援車両や物資受け入れを想定する。
 ・庁舎駐車場は商店街等と連携して一体的に活用を図る。 ★5.4c①、5.8c②

② 多目的広場
 ・平時はいいの場やイベント等に活用し、災害時は災害活動支援スペースとして活用する。 ★5.1b②、5.2b⑥、5.4a⑩、5.4d①

③ まちの交流拠点施設(物産館等)
 ・熊本都市圏東部地域における交流の核となるよう直売所を交通広場と一体的に配置して、町の産業観光等の情報を発信する。 ★5.4c①、5.5d④

④ 災害公営住宅
 ・北と南に配置することで、生活・活動軸の回遊性を創出する。
 ・活断層上を利用する場合は、駐車場として活用できる限り入居者の早期生活再建のため、建設は町有地を含めて検討する。 ★5.1a⑤

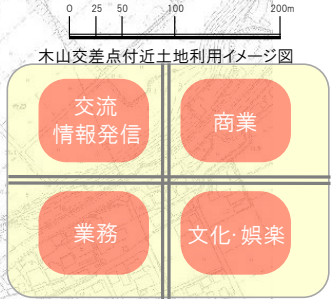
⑤ 多目的駐車場
 ・役場駐車場と連携し、複合交流拠点等の駐車容量を確保し、コミュニティ軸等に人の流れを創出する。(活用パターン)
 ●平時は庁舎駐車場との連携
 ●災害時は災害対策活動関係車両等の待機場
 ●災害時の一時避難地として利用
 ●イベント時は臨時駐車場 ★5.1c⑤

⑥ 緑の回廊
 ・活断層上をできるだけ公園や緑道等として活用して区画整理内外の回遊性を確保する。 ★5.3c①

⑦ 交通結節点
 ・路線バスとその他交通との乗り継ぎの利便性向上を図るため交通広場を設置する。 ★5.1c⑤、5.4c①

⑧ まちの商店街
 ・地域の商業を集約し、町の特徴を活かした個性的な店舗やオープンスペースを配置して、ゆったり歩いて買い物等を楽しめる通りを創出する。 ★5.5b④、5.5c②

木山地区の将来像
 『安全・安心・快適なくらしと町の発展を支える にぎわい健康文化の交流拠点』
 ～益城復興のシンボル・にぎわい拠点の再生～



○複合交流拠点の考え方
 主な拠点機能を南北軸「地域の生活・活動軸」に分担して配置
 ⇒ 回遊性を生み出すまちづくり
 【拠点間の回遊性と健康づくりに寄与し、持続的に町の日常生活を支えるにぎわい】を重視

※ソフト対策
 ・地域全体でのノーマイカーデー等の取り組みにより、公共交通機関を積極的に活用

★印の数字・記号：復興計画の取組名番号

～復興の推進体制(復興計画から抜粋)～

住民：復興の主体として、周囲の人や地域とともに、復興に向けた取組を進める
 町：復興に向けた取組を主導しつつ、住民の取組を積極的に支援する

1. 第2回協議会のまとめ

1-2. 道路・公園計画の基本方針

◆道路計画の基本方針

1. 安全性を考慮した配置とする

- ・子供や高齢者等が、安全・安心に日常利用できる道路構造とする
- ・災害時に機能を発揮する道路ネットワークを構築する
⇒都市計画道路、区画道路の組み合わせによる避難路の確保

2. 土地利用計画に即して配置する

- ・歩行者の回遊性を高める道路ネットワークを構築する
⇒都市拠点(木山交差点周辺)と文化レクリエーション拠点(益城町交流情報センター周辺)を結ぶ地域コミュニティ軸の形成
- ・良好な住環境を確保する
⇒歩行者の快適性や自動車の利便性を配慮した生活道路の配置

3. まちづくり協議会の意見をできる限り反映する

- ・地元の皆様のご意向を踏まえた計画策定とする
⇒再建家屋等を可能な限り存置

1. 第2回協議会のまとめ

1-2. 道路・公園計画の基本方針

◆公園計画の基本方針

1. 良好な住環境を整備する

- ・日常的な休息・憩いの場として、住民の潤いのある生活の確保
- ・地域コミュニティを配慮した配置とする
- ・6か所の街区公園を設置する(うち1か所は都市計画決定済)
(誘致距離(250m)ごとに1箇所)

2. 大規模な災害に強いまちを実現する

- ・発災直後に緊急に避難する身近な場所(一時(いつとき)避難地)としての機能を設定する
- ・避難路とのアクセスを考慮した配置とする

3. 適正な公園規模を確保する

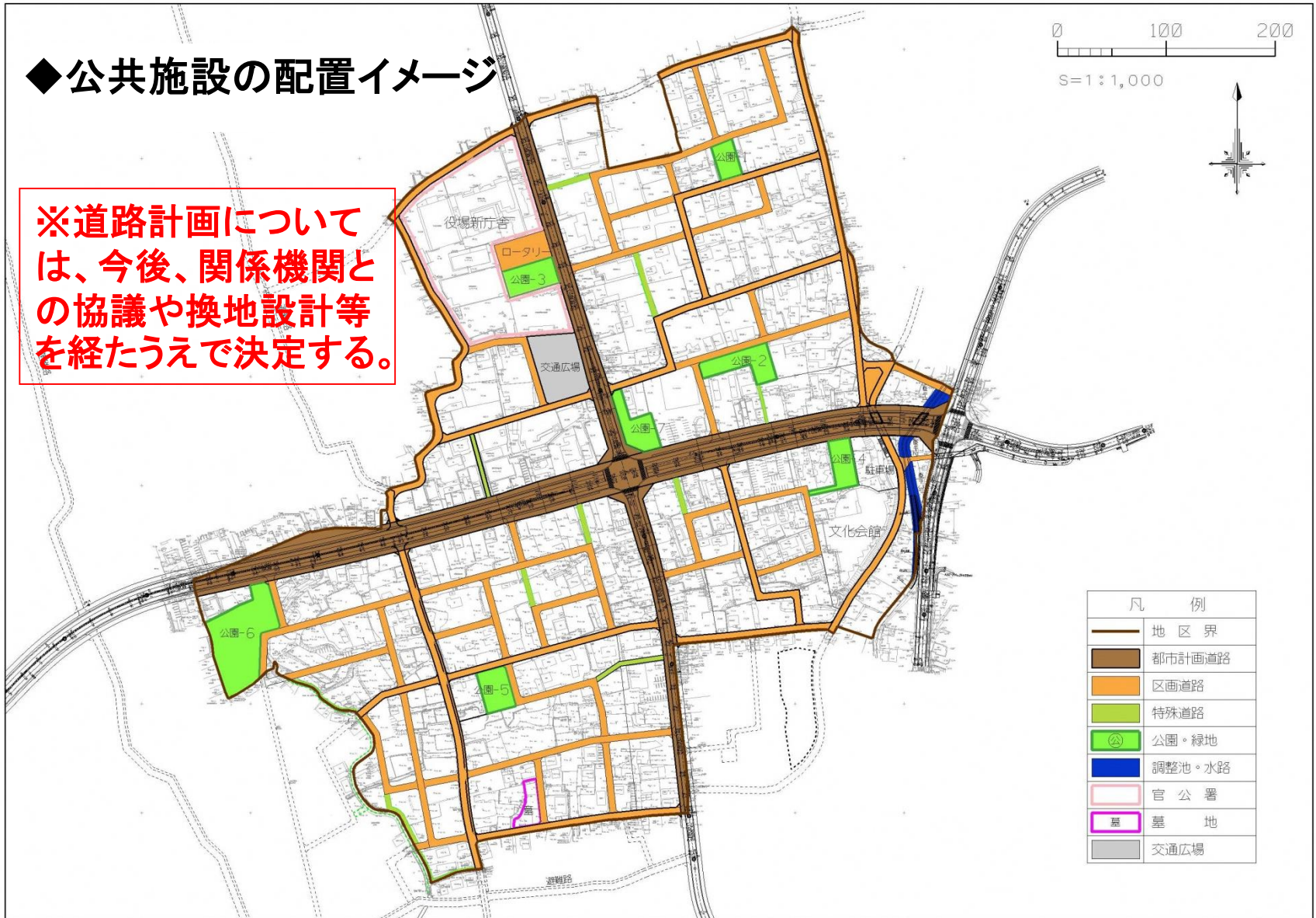
- ・良好な住環境を確保するうえで最低限必要な公園面積(地区面積の3%以上)を確保する

1. 第2回協議会のまとめ

1-2. 道路・公園計画の基本方針

◆公共施設の配置イメージ

※道路計画については、今後、関係機関との協議や換地設計等を経たうえで決定する。

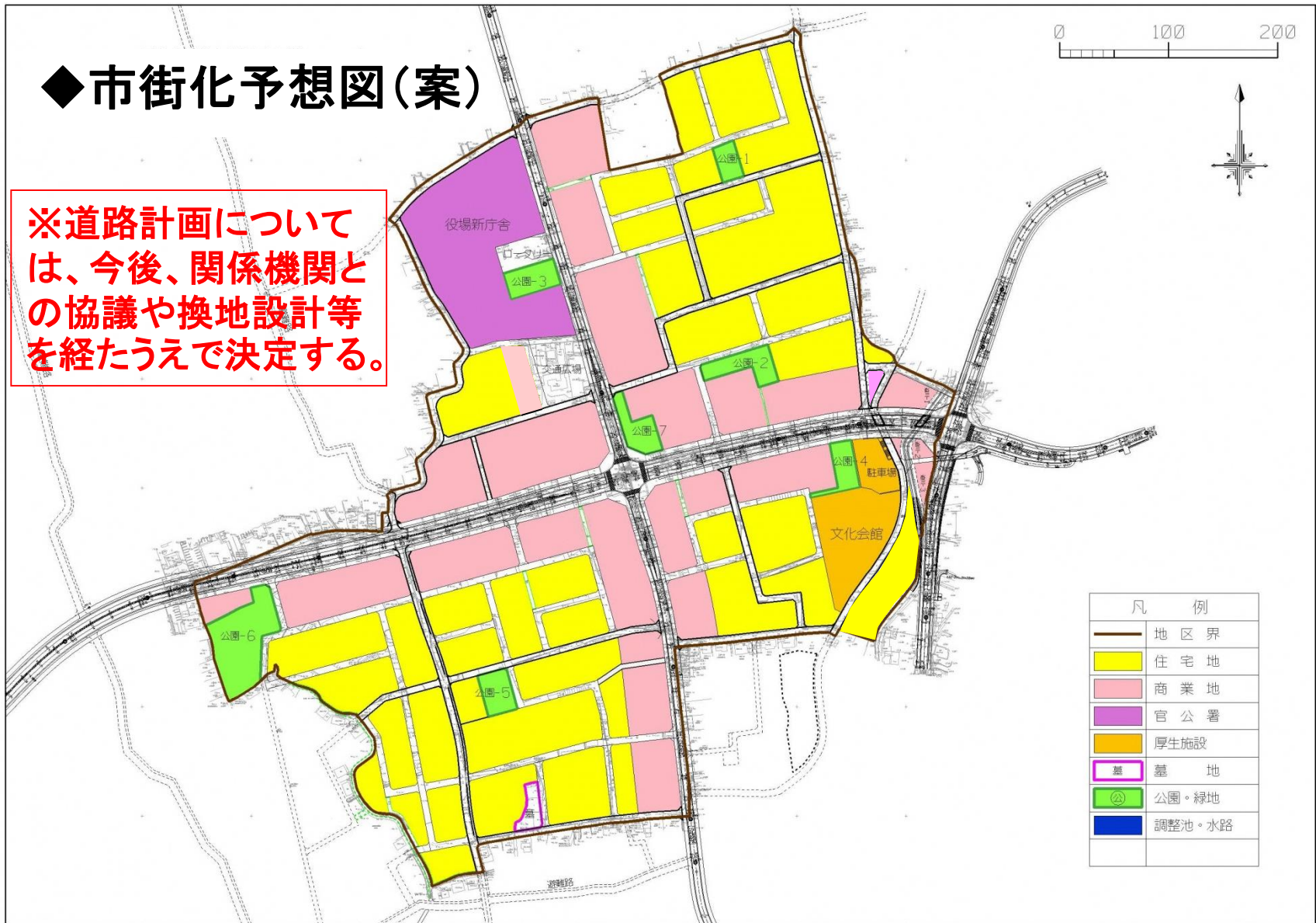


1. 第2回協議会のまとめ

1-2. 道路・公園計画の基本方針

◆市街化予想図(案)

※道路計画については、今後、関係機関との協議や換地設計等を経たうえで決定する。



1. 第2回協議会のまとめ

1-3. 第2回協議会での主なご意見

◎機能配置は大まかには良いが、

横町線沿いにも商業エリアを検討して欲しい

①街区公園とオープンスペース(広場)の考え方について整理して欲しい

◎文化会館の駐車場の使い方を検討して欲しい

②道路計画については各まち協に十分な説明を行って欲しい

◎グリーンインフラや電線類地中化等は、継続して検討して欲しい

◎区画整理協議会の活動を継続して欲しい

※ ◎印については、実施計画のなかで継続検討します。

2. 協議会意見による検討項目

2-1. 街区公園とオープンスペース(広場)について

◆オープンスペース(他都市の事例)

- ・土地区画整理事業区域内にある行政管理の「えいらく広場」
- ・地区内の商店街連合会が日常の維持管理を行い、行政は通年の占用許可を出す



- ◆ 各街区公園の規模等については、実施計画のなかで各地区の皆様と議論を深め、継続検討します。

2. 協議会意見による検討項目

2-2. 各まちづくり協議会への説明

対象行政区	日時	場所	参加人数
蛭子町	6月29日(金) 午後19時～20時30分	益城町 交流情報センター	36名
上町	6月30日(土) 午後19時～20時30分	きやま座	42名
宮園	7月1日(日) 午後19時～20時30分	益城町 交流情報センター	91名
市ノ後	7月2日(月) 午後19時～19時50分	益城町役場 仮設庁舎	47名
下町	7月3日(火) 午後19時～20時40分		31名
寺迫 市ノ後団地	7月4日(水) 午後19時～20時30分	益城町 交流情報センター	19名

計266名

2. 協議会意見による検討項目

2-2. 各まちづくり協議会への説明

◆まちづくり協議会からの主なご要望

◇土地利用に関して

- 公園、駐車場配置の再検証
- 従前の利用頻度を踏まえた駐車場機能の確保
- 従前の宅地規模を勘案した街区規模設定
- 雨水排水計画への不安
- 従前住宅や店舗配置を踏まえた道路計画の見直し(まち協提案に戻して欲しい)

◇導入機能に関して

- オープンスペースなど導入機能の実現方法の具体化

◇事業スケジュールに関して

- 具体スケジュールの提示



以上のようなご意見をしっかりと受け止め、今後、詳細な測量、設計を行ったうえで安全性や土地利用計画との整合、そして早期の生活再建等の観点から随時、事業計画の変更も行ってまいります。

3-1. 説明予定内容(目次)と日程

1. これまでの経緯
2. 土地区画整理事業の仕組み
3. 事業計画(案)の概要
4. 事業計画認可手続き
5. 施行規程(施行条例)
6. 事業計画認可後の手続き
7. 事業スケジュール

日時	場所	備考
7月20日(金) 午後2時～3時30分	益城町 交流情報センター ミナテラス 視聴覚室	宮園
7月20日(金) 午後7時～8時30分		上町 寺迫
7月22日(日) 午後2時～3時30分		下町 蛭子町
7月22日(日) 午後7時～8時30分		市ノ後 市ノ後団地

3-2. 事業計画(案)の概要

- ◆ 施行期間: 検討中
- ◆ 施行地区面積: 約28.3ha
- ◆ 減歩率: 検討中
- ◆ 資金計画(全体事業費): 検討中
- ◆ 施行区域: 区域図のとおり (14ページ)
- ◆ 設計の概要: 設計図、市街化予想図のとおり (15, 16ページ)

3-2. 事業計画(案)の概要

・区域図

H30.3.8付告示の都市計画決定した範囲と同一(面積:約28.3ha)



3-2. 事業計画(案)の概要

・設計図案

※区画整理事業施行地区内の都市計画道路(別途、都市計画決定済)は、土地区画整理事業の一部として認可を受け、整備を進めて参ります。



凡	例
	地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園・緑地
	河川
	官公署
	墓地

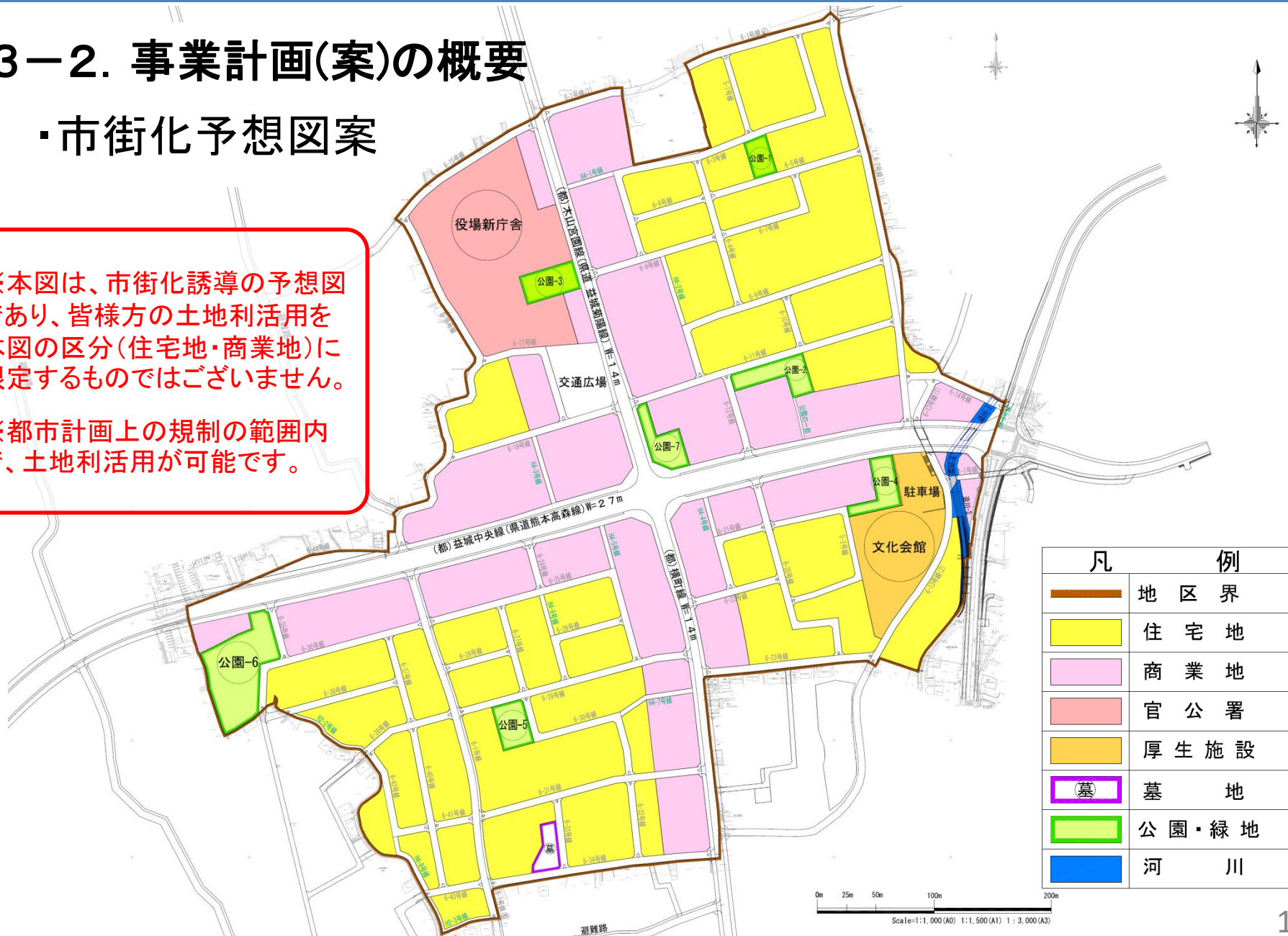
3. 事業計画(案)に関する説明会 ~説明会内容の抜粋~

3-2. 事業計画(案)の概要

・市街化予想図案

※本図は、市街化誘導の予想図であり、皆様方の土地利活用を本図の区分(住宅地・商業地)に限定するものではありません。

※都市計画上の規制の範囲内で、土地利活用が可能です。

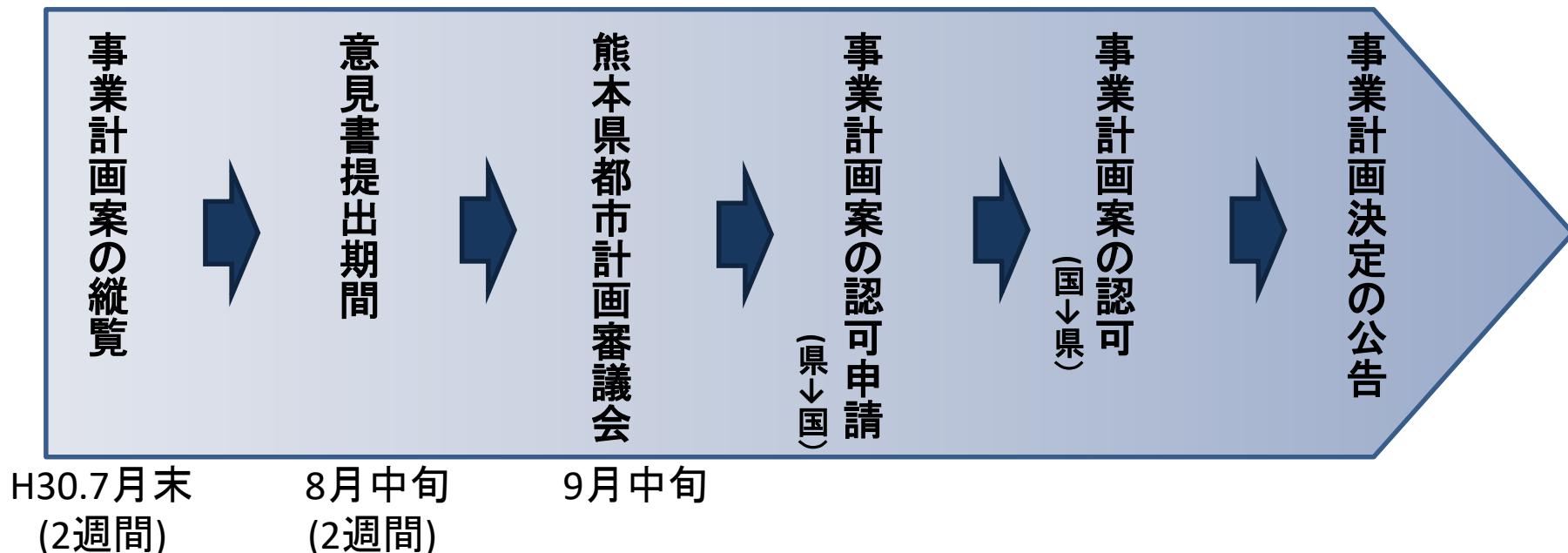


3. 事業計画(案)に関する説明会

～説明会内容の抜粋～

3-3. 事業計画認可手続き

◆決定手続きの流れ



◆縦覧の概要

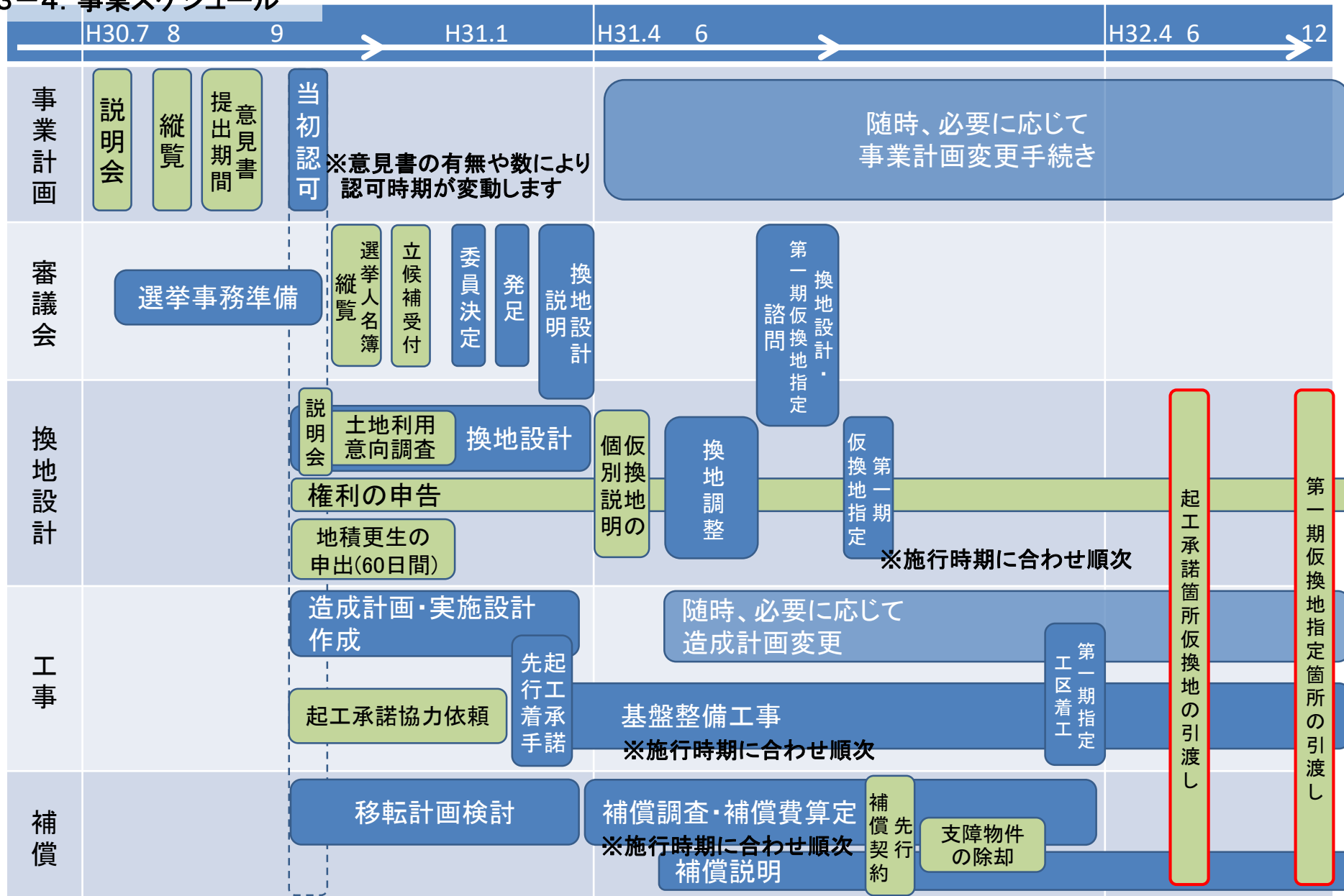
法第55条第1項により、事業計画の図書一式を認可前にご覧いただける機会を設ける
7月 日～ 8月 日までの2週間

◆意見書提出方法

法第55条第2項により、「利害関係者」は、縦覧終了日の翌日から2週間を経過する日までに、知事あてに意見書を提出することができる

3. 事業計画(案)に関する説明会

3-4. 事業スケジュール



■ : 施行地区内の権利者の皆様に関連する内容

※スケジュールは関係機関との協議等により変動する可能性があります。